

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱	高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱
<p>制定 平成23年 4月 1日</p> <p>改正 平成23年 8月10日</p> <p>改正 平成24年 4月 1日</p> <p>改正 平成24年12月17日</p> <p>改正 平成25年 4月 1日</p> <p>改正 平成26年 3月19日</p> <p>改正 平成26年11月25日</p> <p>改正 平成27年 4月 1日</p> <p>改正 平成27年 9月14日</p> <p>改正 平成28年 4月 1日</p> <p>改正 平成28年11月15日</p> <p>改正 平成29年 4月 1日</p> <p>改正 平成29年 9月19日</p> <p>改正 平成30年 4月 1日</p> <p>改正 平成31年 4月 1日</p> <p>改正 令和2年 4月 1日</p> <p>改正 令和2年12月 1日</p> <p>改正 令和4年 3月 1日</p> <p><u>改正 令和4年 4月 1日</u></p>	<p>制定 平成23年 4月 1日</p> <p>改正 平成23年 8月10日</p> <p>改正 平成24年 4月 1日</p> <p>改正 平成24年12月17日</p> <p>改正 平成25年 4月 1日</p> <p>改正 平成26年 3月19日</p> <p>改正 平成26年11月25日</p> <p>改正 平成27年 4月 1日</p> <p>改正 平成27年 9月14日</p> <p>改正 平成28年 4月 1日</p> <p>改正 平成28年11月15日</p> <p>改正 平成29年 4月 1日</p> <p>改正 平成29年 9月19日</p> <p>改正 平成30年 4月 1日</p> <p>改正 平成31年 4月 1日</p> <p>改正 令和2年 4月 1日</p> <p>改正 令和2年12月 1日</p> <p>改正 令和4年 3月 1日</p> <p><u>(新設)</u></p>
第1条～第15条 (略)	第1条～第15条 (略)

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 <u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u>	<u>(新設)</u>

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧													
<p>別表第1～別表第9（略） 別表第10</p> <p>別表第10（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">民間賃貸住宅型</p> <table border="1" data-bbox="190 488 1032 612"> <tr> <td>補助事業名</td> <td>空き家活用費補助事業</td> </tr> <tr> <td>補助事業者</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために</td> </tr> </table>	補助事業名	空き家活用費補助事業	補助事業者	市町村		空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために	<p>別表第1～別表第9（略） 別表第10</p> <table border="1" data-bbox="1155 579 1998 1094"> <tr> <td rowspan="3">補助対象経費</td> <td>空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために 行う改修設計、改修工事等に要する経費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">限度額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,857,000円/戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助要件</td> <td>次に掲げる事項の全てに該当するもの ①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの ②個人が所有する空き家であること ③事業完了後10年間以上、住宅確保要配慮者の居住等に使用するもの及び空き家バンク等（注2）に登録するもの ④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの ⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に 伴い、法令違反を是正する場合を除く。）</td> </tr> <tr> <td>3分の1以内かつ市町村の負担する額の2分の1以内 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</td> </tr> </table> <p>（注1）空き家の所有者から空き家を借り受ける特定非営利活動法人又は営利を目的とせず、住宅確保要配慮者等への居住等支援をしている団体（任意団体を除く。） （注2）高知県居住支援協議会のホームページ、補助を行う市町村の空き家バンク※（a）又は「高知で暮らす。お家を探すねっと」※（b）</p> <p>※（a） 地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報をインターネット等を通じて提供する制度 ※（b） 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会、高知県内の市町村及び高知県が協力し、高知県内の市町村へ移住を希望する人向けに、空き家等の不動産情報を集めて発信するための専用ホームページ</p>	補助対象経費	空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために 行う改修設計、改修工事等に要する経費	限度額	1,857,000円/戸	補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの ②個人が所有する空き家であること ③事業完了後10年間以上、住宅確保要配慮者の居住等に使用するもの及び空き家バンク等（注2）に登録するもの ④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの ⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に 伴い、法令違反を是正する場合を除く。）	3分の1以内かつ市町村の負担する額の2分の1以内 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
補助事業名	空き家活用費補助事業													
補助事業者	市町村													
	空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために													
補助対象経費	空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（注1）が、住宅確保要配慮者等の居住に使用する住宅として活用するために 行う改修設計、改修工事等に要する経費													
	限度額													
	1,857,000円/戸													
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの ②個人が所有する空き家であること ③事業完了後10年間以上、住宅確保要配慮者の居住等に使用するもの及び空き家バンク等（注2）に登録するもの ④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの ⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に 伴い、法令違反を是正する場合を除く。）													
	3分の1以内かつ市町村の負担する額の2分の1以内 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。													

